

改正

平成28年10月 1 日規則第20号
令和 2 年 3 月31日規則第45号
令和 3 年 3 月31日規則第33号
令和 6 年 3 月29日規則第30号
令和 7 年 3 月31日規則第22号
令和 8 年 2 月27日規則第14号

那須烏山市契約規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 契約の方式（第 4 条－第 7 条）
- 第 3 章 契約の相手方の選定
 - 第 1 節 一般競争入札（第 8 条－第27条）
 - 第 2 節 指名競争入札（第28条－第31条）
 - 第 3 節 随意契約（第32条－第38条）
 - 第 4 節 せり売り（第39条）
- 第 4 章 契約の締結（第40条－第46条）
- 第 5 章 契約の履行（第47条－第54条）
- 第 6 章 契約の解除（第55条－第63条）
- 第 7 章 監督、検査、引渡し等（第64条－第74条）
- 第 8 章 契約代金の支払（第75条－第79条）
- 第 9 章 雑則（第80条・第81条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の6の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、市の契約に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和 2 年規則45号・ 6 年30号〕

（用語の定義）

第 2 条 この規則において、「課長等」とは、本庁の課長及び議会事務局長並びに出先機関の長をいう。

（契約事務の指導統括）

第 3 条 総務課長は、契約に関する事務を指導統括し、その適正な執行を期するため、当該事務の処理手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

2 総務課長は、課長等が行う契約に関する事務の処理について必要があるときは、その状況について調査し、又は必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第 2 章 契約の方式

(一般競争入札の原則)

第4条 課長等は、その所掌事務を執行するに当たり、契約をしようとするときは、次条から第7条までの規定による場合を除き、全て一般競争入札に付するものとする。

(指名競争入札に付することができる場合)

第5条 課長等は、令第167条の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争入札に付することができる。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものとして次に掲げるものの契約をするとき。

ア 特殊な技術を要する工事の請負であって、契約の相手方を特定する必要があるもの

イ 特殊な構造を有する建築物等の工事の請負、特殊な品質を有する物件の買入れ等であって、監督又は検査が著しく困難であるもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないもの

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約によることができる場合)

第6条 課長等は、令第167条の2第1項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。

(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が第32条で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 第33条に規定する手続により次に掲げる契約をするとき。

ア 令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所（イにおいて「障害者支援施設等」という。）又はこれらに準ずる者として別に定めるところにより市長の認定を受けた者において製作された物品を買い入れる契約

イ 障害者支援施設等、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として別に定めるところにより市長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約

ウ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体又はこれに準ずる者として別に定めるところにより市長の認定を受けた者（以下この号ウにおいて「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約

(4) 別に定めるところにより市長の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

(せり売りに付することができる場合)

第7条 課長等は、令第167条の3の規定により動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

第3章 契約の相手方の選定

第1節 一般競争入札

(参加資格審査申請等の告示)

第8条 総務課長は、令第167条の5第1項又は令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下この節において「参加資格」という。）を定めたときは、令第167条の5第2項の規定により当該参加資格及びそれを審査するための申請の時期、方法等を告示するものとする。

2 前項の規定による告示は、那須烏山市公告式条例（平成17年10月那須烏山市条例第10号）第2条に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

一部改正〔令和2年規則45号〕

(参加資格の審査)

第9条 総務課長は、前条の規定により参加資格を公示したときは、定期又は随時による一般競争入札に参加しようとする者の申請に基づき、その者が当該参加資格を有するかどうかを審査し、その結果を当該申請のあった者に通知するものとする。

(有資格者名簿の作成)

第10条 総務課長は、前条の規定による審査に基づき、参加資格を有すると認めたときは、当該参加資格を有する者の名簿を作成するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により作成した名簿については、これを那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則（平成17年10月那須烏山市規則第36号）の定めるところにより閲覧により公表するものとする。

一部改正〔令和2年規則45号〕

(入札の公告)

第11条 総務課長は、一般競争入札に付そうとするときは、令第167条の6第1項の規定により入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 参加資格に関する事項
- (3) 契約条項及び入札に必要な書類を示す場所及び期間に関する事項
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 参加資格を制限したときは、その要件
- (7) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の有無
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札の執行に必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札が建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約に係るものであるときは、総務課長は、入札期日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間に相当する期間において公告しなければならない。
- 3 前2項の期間の設定に当たっては、その期間から那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除くものとする。
- 4 第8条第2項の規定は、前3項の規定による公告について準用する。

一部改正〔令和2年規則45号〕

（入札保証金）

第12条 総務課長は、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）をしてその者の見積りに係る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、当該入札に付する事項の予定価格を当該入札の執行前に公表するときは、当該入札保証金を当該予定価格の100分の5以上に相当する金額とすることができる。

- 2 前項の入札保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。
 - （1） 国債又は地方債
 - （2） 銀行又は総務課長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - （3） 銀行又は総務課長が確実と認める金融機関の保証
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、総務課長が確実と認める債権
- 3 市長は、前項第4号に規定する保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる入札保証金に代わる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - （1） 第2項第1号に掲げるもの その額面金額とする。ただし、割引の方法によって発行されたものについては、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による。
 - （2） 第2項第2号に掲げるもの その額面金額とする。
 - （3） 第2項第3号に掲げるもの その保証する金額とする。
 - （4） 第2項第4号に掲げるもの 総務課長が適当と認めた額

（入札保証金の免除）

第13条 総務課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1） 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2） 入札者が銀行又は総務課長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
- （3） 入札者が参加資格を有しており、かつ、当該入札に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、入札者が当該入札に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 総務課長は、前項第1号の規定により入札保証金を免除するときは当該入札保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号の規定により入札保証金を免除するときは当該契約保証の予約に係る予約証書を提出させなければならない。

(入札保証金の還付等)

第14条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札の終了後又は第23条第1項に規定する入札の中止後直ちにこれを還付するものとする。ただし、当該入札を落札した者（以下「落札者」という。）の入札保証金は、契約を締結したときにこれを還付するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、落札者の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を第44条第1項の契約保証金又は同条第2項の契約保証金に代わる担保に充てることができる。

3 入札保証金は、その受入期間について利息を付さないものとする。

(入札の執行者)

第15条 一般競争入札の執行者は、副市長とする。ただし、副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

(予定価格の設定)

第16条 副市長（副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、総務課長。以下同じ。）は、一般競争入札を執行するときは、当該入札に付する事項の価格（以下「予定価格」という。）を当該入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって設定しなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

4 予定価格は、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に付する前に公表することができる。

5 総務課長は、第1項の規定により予定価格が設定されたときは、当該予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成するものとする。

(低入札調査基準価格の設定)

第17条 副市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。この場合においては、あらかじめ、同項に規定する場合に該当するかどうかの基準となる価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を設けなければならない。

2 低入札調査基準価格は、予定価格を算出するに際しその基礎とした仕様書、設計書等に基づき定めるものとする。

3 総務課長は、第1項の規定により低入札調査基準価格が設定されたときは、予定価格調書に当該低入札調査基準価格を併せて記載しなければならない。

(最低制限価格の設定)

第18条 副市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格は、当該工事又は製造その他についての請負の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して当該工事又は製造その他についての請負ごとに適正に定めるものとする。

3 総務課長は、第1項の規定により最低制限価格が設定されたときは、予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。

(入札の方法)

第19条 入札者は、入札書を1件ごとに作成し、記名押印の上、第11条の規定による入札の公告において示された当該入札の日時及び場所に持参して提出しなければならない。

2 入札書は、副市長が特に必要があると認めた場合に限り書留郵便により提出することができる。この場合においては、封筒の表面に入札書在中と表示するとともに、入札保証金及び関係書類の返付に要する郵送費を添えて、指定された期日までに到着するように提出しなければならない。

(入札の代理)

第20条 入札は、代理人をして行わせることができる。

2 前項の規定により入札を代理人により行わせるときは、当該代理人をして代理権を有することを証する書面を提出しなければならない。

3 代理人は、2人以上の入札者の代理人となることができない。

4 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

(入札の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 参加資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金の納入が必要な入札において、これを納入しない者又は納めるべき率に相当する額に満たない金額を納入した者のした入札

(3) 同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札

(4) 同一の入札について他の入札者の代理をした者のした入札

(5) 同一の入札について同一の入札者が2通以上した入札

(6) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札

(7) 入札書に記名押印がない入札

(8) 入札書の金額を訂正した入札

(9) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札者に係る入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、指定した入札条件と合致しない入札

2 副市長は、一般競争入札の執行に当たっては、前項各号に掲げる無効となる入札の範囲を入札場所への掲示その他の方法により当該入札に参加する者に示さなければならない。

(入札の辞退)

第22条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

(入札の延期又は中止)

第23条 副市長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないと認めるときは、入札を延期し、又は中止することができる。

2 前項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責任を負わないものとする。

(開札及び落札者の決定)

第24条 副市長は、開札したときは、開封した入札書の金額及び氏名を順次読み上げ、その順位及び当該入札を落札した者（以下「落札者」という。）を決定するものとする。

2 総務課長は、開札した結果について入札状況調書を作成するものとする。

(落札の通知)

第25条 総務課長は、前条の規定により落札者が決定されたときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(再度入札)

第26条 副市長は、開札した結果落札者がいないときは、入札の条件を変更しないで、その場で直ちに、再度の入札に付することができる。ただし、当該入札に付する事項の予定価格を当該入札の執行前に公表しているときは、この限りでない。

(再度公告入札の公告期間)

第27条 総務課長は、入札者若しくは落札者がいないとき、又は落札者が第40条第4項の規定により契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第11条の規定により行う入札の公告の期間を3日まで短縮することができる。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格等)

第28条 第8条から第10条までの規定は、令167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合について準用する。

(指名基準)

第29条 総務課長は、指名競争入札に付する場合において、令第167条の12第1項の規定により当該入札に参加させようとする者を指名するときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちからなるべく3人以上の者を指名するものとする。

2 前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加させようとする者を指名する基準は、別に定めるものとする。

(指名の通知)

第30条 総務課長は、前条の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名するときは、令第167条の12第2項の規定により入札期日の前日から起算して少なくとも7日前までに第11条第1項に規定する事項をその指名する者に通知するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日までに短縮することができる。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指名の通知をする場合について準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第31条 第12条から第27条までの規定は、指名競争入札を執行する場合について準用する。

第3節 随意契約

(令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の限度額)

第32条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、予定価格が、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以下のものとする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

一部改正〔令和7年規則22号〕

(令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約に係る手続)

第33条 課長等は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該契約の履行が可能な者が1人であるときは、これを省略することができる。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (3) 契約の申込方法

2 課長等は、前項に規定する随意契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の住所及び氏名（契約の相手方が法人その他の団体である場合にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 契約金額
- (4) 契約年月日
- (5) 契約の相手方を決定した理由

3 前2項の規定による公表は、公告その他の方法により行うものとする。

4 前3項に規定する随意契約に係る情報の公表は、予定価格が、物品を買い入れる契約にあっては150万円以下、役務の提供を受ける契約にあっては80万円以下であるときは、これを省略することができる。

一部改正〔令和7年規則22号〕

(随意契約に係る予定価格の設定)

第34条 課長等は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第16条の規定に準じて予定価格を設定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、執行同等に併記することにより予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 締結しようとする契約の相手方が1人であるとき。
- (2) 予定価格が50万円以下であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格調書を作成する必要があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の設定を省略することができる。

(1) 次条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。

(2) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、予定価格を設定する時間的余裕がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格を設定することが困難であると認められるとき、又は予定価格を設定する必要がないと認められるとき。

(随意契約に係る見積書の徴取)

第35条 課長等は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1人の者からとすることができる。

(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

(2) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要があるとき。

(3) 予定価格が20万円以下である契約をするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、2人以上の者から見積書を徴することが困難であると認められるとき、又は2人以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 官報、新聞、雑誌その他これらに類する定期刊行物、法令集等の加除式図書に係る追録その他価格が通常定価であり、かつ、周知されているものを購入するとき。

(2) 郵便はがき、郵便切手、印紙、証紙その他法令等により取引価格又は料金が一定しているものを購入するとき。

(3) 予定価格が10万円以下である契約をするとき。

(4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。

(5) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。

(6) 資金前渡を受けて契約をするとき。

(7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、見積書を徴する時間的余裕がないとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難であると認められるとき、又は見積書を徴する必要がないと認められるとき。

(見積書の開封)

第36条 課長等は、見積書の提出があったときは、これを開封し、その内容を審査したうえで契約の相手方を決定するものとする。

2 課長等は、見積書を開封した結果について見積状況調書を作成するものとする。

(契約の相手方の決定)

第37条 課長等は、前条の規定により契約の相手方を決定するときは、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込み又は見積りをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支出の原因となる契約を締結する場合において、当該契約がその性質又は目的からこれにより難しいものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み又は見積りをした者のうち、価

格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込み又は見積りをした者を契約の相手方とすることができる。

(決定の通知)

第38条 課長等は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、直ちにその旨を当該契約の相手方に通知するものとする。ただし、見積書の徴取を省略したもの又は課長等が特に必要がないと認めたものについては、これを省略することができる。

第4節 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第39条 せり売りに付そうとするときは、一般競争入札に関する手続の例により処理するものとする。

第4章 契約の締結

(契約の締結方法等)

第40条 課長等は、前章の規定により契約の相手方が決定されたときは、当該契約の相手方と遅滞なく契約を締結するものとする。

2 前項の規定による契約の締結は、次の各号のいずれかに掲げる方法により契約書を作成し、当該契約書を取り交わすことにより行うものとする。

(1) 当該契約の相手方に契約書の案の作成及び記名押印を求め、当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

(2) 課長等において契約書の案を作成し、当該契約の相手方に当該契約書の案を送付して記名押印を求め、更に当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

3 課長等は、第25条(第31条において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第38条の規定による通知をするときは、当該通知に前項に規定する契約の締結方法を明記しておくものとする。

4 契約の相手方は、第25条又は第38条の規定による通知を受けたときは、当該送付を受けた日の翌日から起算して7日以内(那須烏山市の休日に関する条例第2条に規定する市の休日を除く。)に契約書の案に記名押印し、当該契約書の案を課長等に提出するものとする。ただし、課長等は、やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

5 課長等は、前項の規定により契約書の案の提出があったときは、当該契約書の案に記名押印し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により当該契約を確定させたときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

6 課長等は、契約の相手方から第4項の規定による契約書の案の提出期限までに契約書の案の提出がなかったときは、当該契約の相手方が当該契約を辞退したものとみなす。この場合において、その者の納付に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、地方自治法第234条第4項の規定により市に帰属するものとする。

一部改正〔令和2年規則45号〕

(議会の議決に付さなければならない契約に係る仮契約の締結方法等)

第41条 課長等は、締結しようとする契約が那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年10月那須烏山市条例第40号)第2条及び第3条の規定により議会の議決に付さなければならない契約であるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を内容とした仮契約を締結し、議会の議決を得た後に、遅滞なく本契約を締結するものとする。

2 前条第2項から第6項までの規定は、仮契約書を作成する場合について準用する。

- 3 前2項の場合において、当該仮契約書に、議会の議決を得たときに当該契約が成立し本契約としての効力を生じる旨を記載したときは、本契約書の作成を省略することができる。この場合において、当該議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を仮契約の相手方に通知するものとする。

一部改正〔令和2年規則45号〕

(契約書の記載事項等)

第42条 契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約の金額
 - (3) 履行期限又は期間
 - (4) 契約保証金に関する事項
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約の解除条件
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 総務課長は、必要があると認めるときは、課長等が作成する契約書に関し、契約の種類ごとに標準となるべき書式を定めることができる。
- 3 課長等は、前項の規定により契約書の書式が定められたときは、当該書式に準拠して、契約書を作成するものとする。

一部改正〔令和3年規則33号〕

(契約書の作成を省略することができる場合)

第43条 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事又は製造の請負で契約金額が50万円以下である契約をするとき。
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもので契約金額が20万円以下である契約をするとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。
 - (5) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (6) せり売りに付するとき。
 - (7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、契約書を締結する時間的余裕がないとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、性質又は目的により特に契約書を作成する必要があると認められる契約をするとき。
- 2 課長等は、前項第1号又は第2号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するためその契約に必要な事項を記載した請書その他適当な文書を徴するものとする。た

だし、契約金額が10万円以下であるときその他見積書の徴取を省略した契約であるときは、これを省略することができる。

- 3 課長等は、第1項第7号の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の相手方から業務の完了後速やかに完了報告書及び請求内訳書を提出させなければならない。

(契約保証金)

第44条 課長等は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。

(1) 第12条第2項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

- 3 市長は、第12条第2項第3号及び前項第2号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

- 4 第2項各号に掲げる契約保証金に代わる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第12条第2項各号に掲げるもの 同条第4項各号に定めるとおりとする。

(2) 第2項第2号に掲げるもの その保証する金額とする。

(契約保証金の免除)

第45条 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要があり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 契約金額が次のアからオまでに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに掲げる額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア 工事又は製造の請負 200万円

イ 財産の買入れ 130万円

ウ 物件の借入れ 80万円

エ 財産の売払い 50万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ 業務の委託その他アからエまでに掲げるもの以外のもの 100万円

(9) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質上契約保証金を納めさせる必要がないと認められるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 課長等は、前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を免除するときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

一部改正〔令和7年規則22号〕

(契約保証金の還付)

第46条 課長等は、第44条第1項の契約保証金を納めさせたとき、又は同条第2項において準用する第12条第2項各号に掲げるものを契約保証金に代わる担保として提供させたときは、契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。

2 第14条第3項の規定は、契約保証金について準用する。

第5章 契約の履行

(契約履行の原則)

第47条 契約の相手方は、契約の履行については、この規則に定めるもののほか、契約書の記載事項を遵守し、信義に従って誠実に履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第48条 契約の相手方は、当該契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、課長等の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第49条 契約の相手方は、契約の履行について、その全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、課長等の承認を得たときは、この限りでない。

(契約の変更等)

第50条 課長等は、天災その他特別の理由があるときは、契約の相手方と協議して契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 課長等は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

3 課長等は、前項の規定により契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させた場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における損害額は、課長等が契約の相手方と協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第51条 課長等は、天災その他特別の理由により契約の履行期限までにその義務を履行できないと認められるときは、契約の相手方からの申出に基づき、履行期限の延長をすることができる。

2 課長等は、前項に定めるもののほか、契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、特にやむを得ないと認める場合に限り履行期限の延長をすることができる。

(履行遅滞の場合の損害金等の徴収)

第52条 課長等は、前条の規定により履行期限の延長を承認した場合を除くほか、契約の相手方が履行期限までに義務を履行しないときは、その履行期限の翌日から義務の履行を確認した日までの遅延日数に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利

息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める率をもって計算した額を損害金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定により遅延日数を計算する場合において、当該日数に市の責めに帰すべき理由により経過した日数があるときは、これを控除するものとする。
- 3 第1項の規定により損害金を計算する場合において、履行期限までに契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除して得た額を契約金額とみなして計算する。ただし、控除すべき金額を計算できないときは、この限りでない。
- 4 課長等は、契約の相手方が第1項に規定する損害金を課長等が指定する期限までに支払わないときは、その支払わない額に当該期限を経過した日から支払をする日までの間の日数に応じ、同項の率をもって計算した額を遅延利息として徴収するものとする。
- 5 前各項の規定により損害金又は遅延利息を計算する場合において、当該計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

（契約履行の届出）

第53条 契約の相手方は、契約を履行したときは、その旨を書面で届け出なければならない。ただし、書面による必要がないと認められるものについては、この限りでない。

（危険負担）

第54条 契約の相手方は、契約の目的物の引渡しを終えるまでに天災その他特別の理由により損害が生じたときは、その損害を負担しなければならない。ただし、契約の相手方が善良な管理者としての注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害の一部を市が補てんすることができる。

第6章 契約の解除

（市の解除権）

第55条 課長等は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が正当な理由がないのに契約の着手期日を経過しても履行に着手しないとき。
- (2) 契約の相手方がその責めに帰すべき事由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 契約の相手方が第60条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反し、それによって契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既に納入された契約保証金があるときは、当該契約保証金は、市に帰属するものとする。

（談合その他不正行為による契約の解除）

第56条 課長等は、前条第1項各号に掲げるもののほか、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、契約の相手方に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、同条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、契約の相手方に独占禁止法に違反する行為があったとして同法第50条第1項に規定する納付命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行い、同条第5項の規定により当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金納付命令に不服があるとして、契約の相手方が、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求を行い、審判手続が開始された後において、同法第52条第4項の規定により当該審判の請求を取り下げ、同条第5項の規定により当該排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第66条の規定による審決（違反行為がなかったとして同条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。）を行い、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったことにより当該審決が確定したとき。
- (5) 契約の相手方が、公正取引委員会が契約の相手方に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えが取り下げられたとき。
- (6) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金納付命令において、契約の相手方に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金納付命令により、契約の相手方に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約の相手方に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 契約の相手方（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、これらの規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について、準用する。

（契約の解除に伴う違約金の徴収）

第57条 課長等は、第55条第1項及び前条第1項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方が契約保証金を納入していないときは、契約金額の100分の10以上の額を違約金として徴収するものとする。

2 第52条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により違約金を計算する場合について準用する。

（談合その他不正行為に対する賠償金の徴収）

第58条 課長等は、契約の相手方が第56条第1項各号のいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額（損害の額が契約金額の100分の10に相当する額を超える場合は、当該損害の額）を賠償金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、契約者が契約の履行を完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の賠償金は、契約者が共同企業体であり、既に解散されているときは、契約の代表者であった者又は構成員であった者に支払を請求するものとする。この場合において、契約の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して賠償金を支払わなければならない。

4 第52条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により賠償金を計算する場合について準用する。

(市の都合による契約の解除)

第59条 課長等は、第55条第1項及び第56条第1項に規定する場合のほか、契約の履行中において必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 課長等は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における損害額は、課長等が契約の相手方と協議して定めるものとする。

(契約の相手方の解除権)

第60条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、契約の相手方に損害が生じたときは、課長等は、契約の相手方と協議して損害額を決定し、その損害を賠償するものとする。

(1) 第50条第2項の規定により契約の内容の変更があったため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 第50条第2項の規定により契約の履行の一時中止があり、当該一時中止の期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

(契約解除の通知)

第61条 課長等は、契約を解除するときは、契約の相手方に対し、書面により遅滞なく通知するものとする。前条の規定により契約の相手方が契約を解除する場合も同様とする。

(契約解除による原状回復)

第62条 課長等は、契約を解除した場合において、貸与品、支給材料その他の物件があるときは契約の相手方をしてこれを返還させ、引渡しを受けない物件があるときは契約の相手方をして指定期間内にこれを引き取らせ、その他原状に回復させるものとする。ただし、その必要がないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、課長等は、契約の相手方が正当な理由がなく物件を返還せず、指定期間内に物件を引き取らず、その他原状に回復しないときは、契約の相手方に代わってその物件を処分し、その他原状に回復することができる。この場合における費用は、契約の相手方の負担とする。

(契約解除による既済部分又は既納部分の引渡し)

第63条 課長等は、契約を解除した場合において、工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分（以下「既済部分」という。）、物件の買入れ契約にあってはその既納部分（以下「既納部分」という。）があるときは、第67条の規定による検査をし、当該検査に合格した既済部分又は既納部分があるときは、相当と認める代価を支払い、当該既済部分又は既納部分の引渡しを受けることができる。

2 前項の規定は、第60条の規定により契約の相手方から契約を解除された場合について準用する。

第7章 監督、検査、引渡し等

(監督職員)

第64条 課長等は、契約の履行を確保するために必要があると認めるときは、職員のうちから指定した監督職員を置くことができる。

一部改正〔令和3年規則33号〕

(履行の監督)

第65条 監督職員は、契約に係る仕様書、契約書等に基づき、当該契約に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査するとともに、必要があると認めるときは、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行途中における使用材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は、前項の規定により履行の監督をしたときは、その内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

一部改正〔令和3年規則33号〕

(検査員)

第66条 総務課長又は課長等は、契約に基づく履行の全部又は一部の完了の確認をさせるため、職員のうちから指定した検査員を置かなければならない。

(検査の実施)

第67条 検査員は、次に掲げるときは、支払遅延防止法の定めるところにより契約の相手方が履行を完了した場合にあっては当該履行を完了した旨の通知を受けた日、その他契約に基づく履行の全部又は一部の完了について検査をする必要が生じた場合にあっては当該必要が生じた日から、工事にあっては14日以内、その他の契約にあっては10日以内に契約に基づく履行の全部又は一部の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約の相手方が履行を完了したとき。

(2) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。

(3) 給付の完了前に出来高に応じ、契約代金の一部を支払う必要があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約に基づく履行の一部の完了について検査をする必要があるとき。

2 検査員は、契約書、設計図その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、当該給付の内容、数量等について、検査又は検収を行うものとする。この場合における費用は、契約の相手方の負担とする。

3 検査員は、令第167条の15第3項に規定する特約により契約の目的たる物件の給付の内容が担保されると認められる契約その他の契約で軽易なものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

4 検査員は、前2項の規定による検査又は検収の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第68条 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、課長等に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、物件の買入れの契約及びその他の契約で軽易なものについては、当該請求書に検査をした職員の検査済の表示をもって、検査調書に代えることができる。

(兼職の禁止)

第69条 検査員は、同一の契約について第64条に規定する監督職員の職を兼ねることはできない。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。

一部改正〔令和3年規則33号〕

(監督又は検査の委託)

第70条 市長は、令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該委託を受けた者をして当該監督又は検査の結果を記載した書面を作成させなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。
(不合格の場合の措置)

第71条 課長等は、第67条の規定による検査の結果、不合格となったもの又は数量に過不足があることが発見されたものについて、手直し、補修、代品の納入、引取り又は追納その他の措置をさせることが適当であると認めるときは、契約の相手方に当該措置をするべきことを命じることができる。
(減価採用)

第72条 課長等は、物品の買入れの契約において、契約の相手方が納入した物件の一部に不備な点があっても、それが使用上支障がないと認めるときは、相当額を減価のうえ採用することができる。
(目的物の引渡し)

第73条 課長等は、第67条の規定による検査によって履行の全部又は一部の完了を確認したときは、当該目的物の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。

2 前項の規定による引渡しは、完成を確認した日をもって完了したものとする。ただし、物件の所有権は、目的物の引渡しを完了したときに移転するものとする。
(引渡し前の部分使用)

第74条 課長等は、前条の規定による引渡し前においても、当該目的物の全部又は一部を契約の相手方の書面による同意を得て使用することができる。この場合において、課長等は、当該使用部分を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 課長等は、前項の規定により当該目的物の全部又は一部を使用した場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼし、又は契約の相手方の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加した費用を負担するものとする。この場合における損害額は、課長等が契約の相手方と協議して定めるものとする。

第8章 契約代金の支払

(契約代金の請求)

第75条 契約の相手方は、第67条の規定による検査に合格し、契約の目的物の引渡しを完了したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

(契約代金の支払)

第76条 課長等は、前条の規定による請求を受けたときは、支払遅延防止法の定めるところにより工事代金にあっては請求を受けた日から40日以内、その他の契約の履行に対する契約代金については請求を受けた日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

2 課長等は、第67条の規定による検査に合格したものでなければ契約代金の支払をすることができない。

3 課長等は、契約代金の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完済又は完納による最終の契約代金の支払の際にこれを精算するものとする。契約を解除した場合の既済部分又は既納部分の引渡しに係る代価を支払う場合についても同様とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第77条 課長等は、支払期限までに契約代金を支払わなかったときは、支払遅延防止法の定めるところによりその支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、第52条第1項の率をもって計算した額を遅延利息として契約の相手方に支払わなければならない。

2 前項の規定により遅延利息を計算する場合において、天災その他やむを得ない事由により当該支払期限内に支払うことができなかつたときは、当該事由の継続する期間は、支払期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 第52条第5項の規定は、前2項の規定により遅延利息を計算する場合について準用する。

(前金払)

第78条 課長等は、前金払の方法で支払をしなければ契約し難い工事の請負、財産の買入れ又は物件の借入れに要する経費については、当該契約金額の10分の3に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。ただし、特別の事情があるときは、この額を超えることができる。

2 課長等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る次に掲げる工事又は測量(次項において「建設工事等」という。)に要する経費については、前項の規定にかかわらず、当該経費の10分の3に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

(1) 土木工事、建築工事、設備工事その他の土木建築に関する工事

(2) 前号に掲げる工事の設計及び調査

(3) 第1号に掲げる工事の用に供することを目的とする機械類の製造

(4) 土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、測量法(昭和24年法律第188号)に規定する基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量

(5) 第1号に掲げる工事に関する測量

3 前項各号に掲げる建設工事等に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事における当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保険料に相当する額として必要な経費については、前項の規定にかかわらず、当該経費の10分の4に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

4 課長等は、前2項の規定により前金払をした土木建築に関する工事が、次の各号のいずれにも該当するものであるときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定により前条の範囲内で既にした前金払に、契約金額の2割を超えない範囲内で追加して前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

5 契約の相手方は、第1項から前項までの規定による前金払を受けようとするときは、前払金請求書に保証事業会社の交付する保証証書を添えて課長等に請求しなければならない。

6 課長等は、第1項から第4項までの規定により前金払をしようとするときは、契約において、契約の変更により契約金額が著しく増加又は減少したときは、その増減の割合に従って相当額の前金払を増額し、又は返還させる旨の約定をすることができる。

一部改正〔令和6年規則30号〕

(部分払)

第79条 課長等は、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既済部分に対し、その完了又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定により行う支払（以下「部分払」という。）は、契約金額が50万円以上であり、かつ、既済部分が30パーセント以上でなければこれを行うことができない。

3 前2項の場合における部分払による支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対応する代金の額の10分の9、物件の買入れ契約にあってはその既納部分に対応する代金の額を超えないものとし、履行期間が3箇月を超えるものにあつては3箇月ごとに1回の支払を行うことができるものとする。ただし、課長等が必要と認めるときは、履行期間が3箇月以下のものにあつても、3箇月以下の月ごとに毎月1回の支払を行うことができる。

4 課長等は、部分払をしようとするときは、工事又は製造その他の請負契約について部分払の対象となった既済部分の引渡しを受けない場合においても、当該部分の所有権は市に帰属する旨及び天災その他不可抗力による損害の負担は完成検査の上全部の引渡しを受けるまでは、契約の相手方に属する旨の約定をしなければならない。

第9章 雑則

(様式)

第80条 この規則に規定する書類の様式については、別に定める。

(その他)

第81条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、第4項の規定による改正前の那須烏山市財務規則（平成17年那須烏山市規則第45号）の規定によりなされた契約の手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた契約の手續その他の行為とみなす。

(那須烏山市財務規則の一部改正)

3 那須烏山市財務規則（平成17年那須烏山市規則第45号）の一部を次の表のように改正する。

(次のよう略)

一部改正〔平成28年規則20号〕

(那須烏山市建設工事執行規則の一部改正)

4 那須烏山市建設工事執行規則（平成17年那須烏山市規則第35号）の一部を次の表のように改正する。

(次のよう略)

一部改正〔平成28年規則20号〕

附 則（平成28年10月1日規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行し、この規則による改正後の那須烏山市建設工事執行規則及び那須烏山市契約規則の規定は、同日以降に新たに請負契約を締結する工事から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第45号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 30 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 27 日規則第 14 号）

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。